

基本方針 3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保

項目数 3

(1) 消費者被害の未然防止, 拡大防止

ア 消費者被害に関する情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当課
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		2 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進 消費生活相談に寄せられる苦情や消費者被害に関する統計情報をより迅速に提供することにより, 消費者被害の未然防止, 拡大防止を図る。 (参考) ・生活用品に関する重大な事故の報道の増加により, 製品の安全性についての世間の関心が集まっていることから, 毎月発行している「京・くらしの安心安全情報」で。製品事故に関する情報を積極的に掲載。 ・6月から, 特定商取引法違反の行政処分及び消費生活用製品の重大製品事故に係る公表についてホームページに掲載 ・「京・くらしの安心安全情報」のメール版を作成し, メールマガジンとして発行(平成 19 年度中発行予定)				・平成 18 年 10 月, ホームページのリニューアル ・統計情報に加え, 悪質商法やその対処法に関する情報等をまとめた「京・くらしの安心安全情報」を毎月発行 6 か月に 1 回 毎月(10 月以降計 6 回)	文化市民局 市民総合相談課
	○		4 緊急時の事業者による危害情報提供への協力 (再掲)				参照 1 - (1) - ア - 2, 1 - (1) - イ - 2	

イ 関係機関・団体等との連携の強化

	○		2 大学コンソーシアム京都, 大学等への情報提供の実施 大学の学生生活支援担当部署, 大学コンソーシアム京都等へ消費生活に関する情報を提供する。 また, 新たに電子メールによる提供を推進する。				大学の学生生活支援担当部署, 大学コンソーシアム京都に対し, FAX により情報提供を行うとともに, 10 月からは, 希望する大学には電子メールによる情報提供を行っている。(電子メールは上記 9 回のうち 4 回目から) 情報提供 9 回 (参考) 引き続き, 毎月 1 回を基本に情報提供。	文化市民局 市民総合相談課
--	---	--	--	--	--	--	--	------------------

ウ 地域等におけるネットワークの活用 (該当項目なし)

(2) 事業者の不適正な取引行為の防止 (該当項目なし)